

## 平成27年海津市議会第2回定例会

### ◎議事日程(第3号)

平成27年6月22日(月曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第40号 平成27年度海津市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第41号 平成27年度海津市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第42号 海津市介護保険施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第43号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第44号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第45号 海津市福祉計画等に関わる計画策定委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 請願第5号について
- 追加日程第1 発議第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書について
- 追加日程第2 発議第5号 地域公共交通(鉄道)の確保及び維持に対する支援を求める意見書について
- 追加日程第3 発議第6号 養老鉄道存続特別委員会設置に関する決議について
- 追加日程第4 議案第47号 海津市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

---

### ◎出席議員(14名)

1番	飯田洋君	2番	藤田敏彦君
3番	六鹿正規君	4番	堀田みつ子君
5番	川瀬厚美君	6番	赤尾俊春君
7番	森昇君	8番	浅井まゆみ君
9番	橋本武夫君	10番	松田芳明君
11番	伊藤誠君	13番	松岡光義君
14番	服部寿君	15番	水谷武博君



◎開議宣告

○議長（水谷武博君） 定刻でございます。

本日の会議に、12番 永田武秀議員より欠席の届けが出ておりますので、御報告をさせていただきます。

ただいまの出席議員は14名でございます。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（水谷武博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において13番 松岡光義君、14番 服部寿君を指名いたします。

ここでしばらく休憩をいたします。

(午前9時02分)

---

○議長（水谷武博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前9時49分)

---

◎議案第40号 平成27年度海津市一般会計補正予算（第1号）から議案第45号 海津市福祉計画等に関わる計画策定委員会条例の一部を改正する条例についてまで

○議長（水谷武博君） 次に日程第2、議案第40号から日程第7、議案第45号までの6議案を一括議題といたします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから委員長、副委員長に審査結果の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員長 飯田洋君。

[総務産業建設委員長 飯田洋君 登壇]

○総務産業建設委員長（飯田 洋君） それでは、総務産業建設委員会に審査を付託されました案件について審査の結果と経過について御報告いたします。

海津市議会議長 水谷武博様、総務産業建設委員会委員長 飯田洋。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、結果の順について報告いたします。

議案第40号 平成27年度海津市一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第41号 平成27年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第43号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

議案第40号 平成27年度海津市一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会の所管に属する事項については反対する討論があり、審査、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

なお、その他2案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて御報告いたします。

また、主な質疑として、議案第40号 平成27年度海津市一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会の所管に属する事項の関係で、個人番号カード発行等交付金の詳しい内容について質問があり、個人番号カード発行等交付金1,292万8,000円の根拠としては、日本全国の交付金額が443億1,891万4,000円で、平成26年1月1日現在の全国の住民基本台帳人口1億2,843万8,348人で人口割りを使うことが決まっており、平成26年1月1日現在の海津市の住民基本台帳人口が3万7,465人ですので、単純に計算すると1,292万7,666円になりますので、1,000円単位にする指導があり1,292万8,000円を今回計上した旨説明がありました。

また、どこに交付するのかと内容についての質問があり、交付金の交付先については地方公共団体情報システム機構、通称J-LISで、今回の通知カードの作成から発行及び住民の方の住民基本カードの申請から作成までの全てを委託する経費になる説明がありました。

さらに、J-LISがどのような団体で、どこまで信頼がある団体か質問があり、この団体については国から補助を受けている団体で、情報に関しては万全を期している団体と認識している旨の説明がありました。

議案第41号 平成27年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）の関係で、消火栓新設工事があるが、消火栓の設置基準はどのようになっているか質問があり、国の消防水利の基準で、消火栓は市街地、準市街地の規定で、おおむね半径60メートル以内に1カ所設置するよう指導している旨説明がありました。

また、今回補正に計上している消火栓新設工事と、当初予算に計上している消火栓新設工事の箇所数及び設置場所について質問があり、当初予算では8カ所見込んでいて、場所については幡長、今尾昭和町2カ所、駒野2カ所、高須、松山、奥条の8カ所で、補正予算については蛇池の1カ所ということで、いずれも平成26年度に要望があったところであると説明がありました。

さらに、今回の補正予算について、1カ所で415万円かかるのか質問があり、現在水道管

がない場所に75ミリの水道管を布設するのに、メーター当たりの単価が約2万円で約240メートル布設するため高くなる旨の説明がありました。

さらに、過去に水道管が布設していないところに消火栓を設置したところがあったか、なぜ当初予算に計上していなかったのか質問があり、過去5年以内には水道管が布設していない場所に設置していない旨と、民家が3軒あり、自治会から要望があって今回補正予算に計上した旨の説明がありました。

議案第43号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例についての関係で、市営住宅に関しては古いものから壊していくと思うが、どのような計画で壊していくのか質問があり、全体的に何年何月に壊す計画はないが、現在住んでみえる方が転居された後には、古い住宅に関しては入れないということで将来取り壊しも考えている旨の説明がありました。

また、住んでみえるうちは壊さないと考えてもいいのか、ある程度時期が来たら壊しも考えているのか質問があり、いずれかは期限を決めて取り壊さなくてはならないと考えているが、現段階ではいつまでに壊すという計画はない旨の説明がありました。以上でございます。

○議長（水谷武博君） 続きまして、文教福祉副委員長 松田芳明君。

〔文教福祉副委員長 松田芳明君 登壇〕

○文教福祉副委員長（松田芳明君） それでは報告させていただきます。

平成27年6月19日、海津市議会議長 水谷武博様、文教福祉委員会副委員長 松田芳明。委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順で御報告いたします。

議案第40号 平成27年度海津市一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第42号 海津市介護保険施設使用料条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第44号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第45号 海津市福祉計画等に関わる計画策定委員会条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま報告をいたしましたように、4案件は全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことをあわせて御報告いたします。

また、主な質疑として、議案第40号 平成27年度海津市一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会の所管に属する事項の関係で、生活保護システム改修委託料の関連で生活保護費の基準額は自治体によって違いがあるのかと質問があり、市町によって級地が違うので自治体によって基準額の違いがあり、海津市においては3級地の2に該当する旨の説明がありま

した。

また、級地はどのように決められているか質問があり、国の基準で物価等を考慮したものであり、特に人口等が同じ自治体と比較しても海津市が低くない旨の説明がありました。

さらに、生活保護を受けてみえる方は、持ち家であるないに応じた制約があるのかという質問があり、またその住宅事情は市は把握しているのかという質問がありましたが、持ち家の資産価値を把握し、そのまま住んでいただくかどうかなどを判断し、指導している旨の説明がありました。

議案第42号 海津市介護保険施設使用料条例の一部を改正する条例についての関連では、介護保険施設使用料がなぜ高くなるかの詳細について質問があり、現在多床室については光熱水費相当の費用が入所者の自己負担になっており、室料相当については介護保険給付に含まれている。一方、個室については光熱水費相当と室料相当が入所者の自己負担となっています。今回の基本方針の見直しで、多床室についても個室と同様に室料相当を自己負担とする旨の改正があり、このことに準じた改正を行うものであるとの説明がありました。以上でございます。

○議長（水谷武博君） 委員長、副委員長の報告が終わりました。

それでは、委員長、副委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務産業建設委員会付託案件の質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、文教福祉委員会付託案件の質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

それでは、議案第40号 平成27年度海津市一般会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

4番 堀田みつ子君。

〔4番 堀田みつ子君 登壇〕

○4番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、議案第40号 平成27年度海津市一般会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論を行います。

今回、個人番号カード発行等交付金として補正予算が組まれております。このマイナンバー制度については、平成26年第2回定例会の折に、デメリットが多く、情報漏えいの危険に

についても指摘させていただきました。ベネッセなどの民間企業の情報漏えい事件を初め、今回日本年金機構から125万件の個人情報が流出した問題に続いて、東京商工会議所が会員企業の個人情報が流出した可能性があるとして発表がありました。そんな折であるからこそ、マイナンバー制度を見直すときなのだと考えます。

日本共産党は、国会において日本年金機構から個人情報が流出した問題をめぐり、サイバー攻撃に対する防御に関して政府の姿勢を問いただしました。そしてマイナンバー制度の実施中止を求めています。

その中で4つの危険性を指摘いたしました。1つには、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であること。2. 意図的に情報を盗み取る人がいること。3. 一度漏れた情報は流通し、売買されて取り返しがつかないこと。4. 情報は、集積されるほど利用価値が高まり攻撃されやすくなることの4点です。

私は総務産業建設委員会審議の折に、国に対して中止を求めることはしないのかと質問しましたが、中止を求めることは考えていないと答えられました。また、委託先が確かなところであるから大丈夫だと答えておられるなど、情報流出の危険性に対する意識を置き去りにしようとしているように思います。

新聞の記事によりますと、公共機関の情報管理を請け負うIT企業幹部は、ネットに接続している限り漏えいリスクはある。しかし、次から次へと出てくるウイルスへの対策は追いつかないのが現状と打ち明けたとありました。狙われる場所は幾つもあり、完全に防ぐことはプロをもってしても至難の業といえます。マイナンバー制度は、危険性が高く、被害が出てからでは取り返しがつかないのが現実です。

そこで、今回の補正予算に反対して、国にマイナンバー制度の中止を求めることが重要であることを申し添えて討論いたします。ありがとうございました。

○議長（水谷武博君） 賛成者の討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） そのほか討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきもので、本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（水谷武博君） 議員総数13名、起立者11名、起立多数です。よって、議案第40号 平

成27年度海津市一般会計補正予算（第1号）は、委員長、副委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成27年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号 平成27年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号 海津市介護保険施設使用料条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論の通告がありましたので許可をいたします。

4番 堀田みつ子君。

〔4番 堀田みつ子君 登壇〕

○4番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、議案第42号 海津市介護保険施設使用料条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論を行います。

専決処分が行われた多床室の使用料の改定は、直近の家計調査における光熱水費がそれまでの施設使用料を上回っているため、1日320円を50円引き上げ370円にするとのことでした。その点はいたし方ないと考えました。

しかし、この改定では1日370円を470円引き上げ、一挙に倍以上の840円にする引き上げになります。これまでは、多床室については居住環境を考慮して、室料を含まずに光熱水費相当分を使用料としてきました。居住環境が変わらない上に、施設も老朽化している中での値上げが妥当であるか疑問です。さらには、低所得者にも配慮してこれまで引き上げられてこなかったことも考え合わせますと、施設使用料の値上げには賛成できないことを申し上げて反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（水谷武博君） 賛成者討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） そのほか討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する副委員長の報告は可決すべきものです。本案を副委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（水谷武博君） 議員総数13名、起立12名、起立多数です。よって、議案第42号 海津市介護保険施設使用料条例の一部を改正する条例については、副委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第43号から議案第45号までの討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りをいたします。議案第43号から議案第45号までの3議案につきまして、一括採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号から議案第45号までの3議案につきましては一括採決をいたします。

お諮りをいたします。議案第43号から議案第45号までの3議案について、委員長、副委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第44号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第45号 海津市福祉計画等に関わる計画策定委員会条例の一部を改正する条例について、以上3議案は、委員長、副委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

---

◎請願第5号について

○議長（水谷武博君） 続きまして、日程第8、請願第5号を議題といたします。

さきに文教福祉委員会に審査が付託してありましたので、ただいまから副委員長に審査結果の報告を求めます。

文教福祉副委員長 松田芳明君。

〔文教福祉副委員長 松田芳明君 登壇〕

○文教福祉副委員長（松田芳明君） それでは報告いたします。

平成27年6月19日、海津市議会議長 水谷武博様、文教福祉委員会副委員長 松田芳明。

請願審査報告書。

平成27年第2回定例会において本委員会に付託された案件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第141条第1項の規定により報告します。

記、受理番号、請願第5号、受理年月日、平成27年5月21日、付託年月日、平成27年6月18日、件名、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書、請願者住所、名古屋市中区丸の内3-2-29、ヤガミビル7階701室、請願者氏名、全国B型肝炎訴訟名古屋（愛知・岐阜・三重）弁護団、弁護士 増田聖子、紹介議員 浅井まゆみ。

委員会の意見、今回議会に提出された本請願について、議会でその審査を本委員会に付託され、慎重に審査をした結果、当市においてもウイルス性肝炎患者の医療費助成を含む生活支援措置を求めていく必要があり、採択すべきものとの結論に達した。

審査結果、採択すべきもの。以上です。

○議長（水谷武博君） 副委員長の報告が終わりましたので、質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから請願第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する副委員長の報告は採択すべきものです。

この請願は、副委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（水谷武博君） 総数13人、起立13人、起立全員でございます。よって、請願第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願は、副委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩をいたします。

（午前10時14分）

---

○議長（水谷武博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時15分）

---

◎発議第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書についてから発議第6号 養老鉄道存続特別委員会設置に関する決議についてまで

○議長（水谷武博君） ただいま発議第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書について、発議第5号 地域公共交通（鉄道）の確保及び維持に対する支援を求める意見書について及び発議第6号 養老鉄道存続特別委員会設置に関する決議についてが提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書についてを追加日程第1、発議第5号 地域公共交通（鉄道）の確保及び維持に対する支援を求める意見書についてを追加日程第2、発議第6号 養老鉄道存続特別委員会設置に関する決議についてを追加日程第3として直ちに議題といたします。

ここで追加日程を配付いたします。

〔追加議事日程の配付〕

○議長（水谷武博君） 配付漏れはありませんか。

それでは、追加日程第1、発議第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

提出者、10番 松田芳明君。

〔10番 松田芳明君 登壇〕

○10番（松田芳明君） それでは説明させていただきます。

発議第4号、平成27年6月22日、海津市議会議長 水谷武博様、提出者、海津市議会議員 松田芳明、賛成者、海津市議会議員 松岡光義、賛成者、海津市議会議員 浅井まゆみ。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成を含む生活支援の拡充を強く求めるもの。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書。

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているが、その法的責任が国にあることは、肝炎対策基本法などにおいても明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われている

が、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数存在するところであり、特に肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く生活に困難を期している。

また、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（身体障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定がなされないといった実態が報告されるなど、現行制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性が発揮されていないとの指摘もなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時において、「とりわけ肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされたところであるが、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について新たな具体的措置が講じられていない。

肝硬変・肝がん患者は毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題である。

よって、国におかれては次の措置を講ずることを強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記1. ウイルス性肝硬変・肝がんにかかわる医療費助成制度を創設すること。

2. 身体障害者福祉法上の肝臓機能障害にかかわる障害認定基準の見直しを行い、患者の病態に合致した障害者認定制度とすること。

平成27年6月22日、岐阜県海津市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。以上です。

○議長（水谷武博君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

この意見書は、衆参両院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に送付をいたします。

次に、追加日程第2、発議第5号 地域公共交通（鉄道）の確保及び維持に対する支援を求める意見書についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

提出者、6番 赤尾俊春君。

〔6番 赤尾俊春君 登壇〕

○6番（赤尾俊春君） それでは朗読します。

発議第5号、平成27年6月22日、海津市議会議長 水谷武博様、提出者、海津市議会議員 赤尾俊春、賛成者、海津市議会議員 飯田洋、賛成者、海津市議会議員 松田芳明。

地域公共交通（鉄道）の確保及び維持に対する支援を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由、市町村自治体が地域公共交通（鉄道）の確保及び維持のために鉄道事業者への運行支援を行う際は、公共交通事業者のいかににかかわらず存続を確保するため、当該自治体に対して安定的な地方財源措置及び支援策を講ずるよう強く要望するもの。

地域公共交通（鉄道）の確保及び維持に対する支援を求める意見書（案）。

地方部における鉄道は、道路整備の進展に伴う家用自動車の普及、都市部への人口集中による鉄道利用者減少に伴う採算悪化に加え、平成12年3月、鉄道事業法の改正による鉄道の路線撤退が、許可制から届け出に変わったことにより、各事業者が不採算路線から撤退する状況が全国各地で発生してきた。

地方自治体ではこうした状況を踏まえ、第三セクターによる運行、事業者に対する運行支援や利用者に対する運賃助成、あるいは代がえ交通手段の確保などを実施してきた。今後、少子高齢化による社会保障費の増大、税収の減少や社会インフラの老朽化進行による施設更新や維持管理費の確保など、財政状況は厳しさを増している。

そのような中で、近隣市町では、三重県四日市市の内部・八王子線があすなろう鉄道として、平成27年4月から新たに公有民営化方式で運行を開始し、同じく三重県の伊賀鉄道は平成29年度から公有民営化方式での運行を予定している。

当市内を運行する養老鉄道養老線も、第2種鉄道事業者単独では維持できないとして、沿線3市4町で運行維持のための財政支援を行っているところであり、もし財政支援を取りやめれば地域社会の疲弊、若年層の流出などが加速し、地方自治体の目指す地方創生にも大きく影響することとなる。

よって、国及び県においては、市町村自治体が地域公共交通（鉄道）の確保及び維持のために鉄道事業者への運行支援を行う際は、公共交通事業者のいかににかかわらず存続を確保するため、当該自治体に対して安定的な地方財源措置及び支援策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月22日、岐阜県海津市議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、財務大臣、文部科学大臣、地方創生担当内閣府特命担当大臣、岐阜県知事。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（水谷武博君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号 地域公共交通（鉄道）の確保及び維持に対する支援を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

この意見書は、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣、岐阜県知事に送付をいたします。

次に、追加日程第3、発議第6号 養老鉄道存続特別委員会設置に関する決議についての議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

7番 森昇君。

〔7番 森昇君 登壇〕

○7番（森 昇君） それでは、発議第6号、平成27年6月22日、海津市議会議長 水谷武博様、提出者、海津市議会議員 森昇、賛成者、海津市議会議員 飯田洋、賛成者、海津市議会議員 松田芳明。

養老鉄道存続特別委員会設置に関する決議について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

理由につきましては、養老鉄道の存続に向けた対策について調査、検討することを目的とし、議員全員で組織をする「養老鉄道存続特別委員会」の設置を求めるものでございます。

養老鉄道存続特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、養老鉄道存続特別委員会を設置するものとする。

記1. 名称、養老鉄道存続特別委員会。

2. 設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

3. 目的、養老鉄道存続に向けた調査、検討。

4. 委員の定数、15人全員でございます。

5. 審査期間、平成27年6月22日から議会が調査、検討の終了を議決するまでとする。なお、当委員会は議会の閉会中でも調査、検討することができるものとする。

以上でございます。よろしく御審議を賜りたいと思っておりますのでお願いします。

○議長（水谷武博君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号 養老鉄道存続特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩をいたします。

（午前10時33分）

---

○議長（水谷武博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時34分）

---

◎議案第47号 海津市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（水谷武博君） お諮りをいたします。ただいま市長から、議案第47号 海津市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて提出がされました。これを日程に追加し、追加日程第4として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号を日程に追加し、追加日程第4として議題といたします。

議案の配付をお願いいたします。

〔追加議事日程の配付〕

○議長（水谷武博君） 配付漏れはございませんか。

それでは、ただいまより市長より提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 海津市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、平成27年7月15日をもって任期満了となります横井信雄氏の後任に、海津市南濃町駒野997番地2、中野昇氏を任命するものであります。同氏は、人格が高潔で見識もすぐれ、教育に対する熱意、経験も豊富で教育長として適任者であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により、3年任期として任命いたしたく、同法第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議を賜り、御同意いただけますようお願い申し上げます。

○議長（水谷武博君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第47号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第47号 海津市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（水谷武博君） 議員総数13名、起立13名、起立全員でございます。よって、議案第47号 海津市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで横井教育長から発言の申し出がございますので許可をいたします。

登壇して御発言ください。

〔教育長 横井信雄君 登壇〕

○教育長（横井信雄君） 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

7月15日をもちまして退任させていただくことになりました。この4年間、教育行政にかかわりまして統合問題等、いろんな諸問題がございましたんですけど、皆様方の建設的な御議論、あるいは御議決によりまして何とか4年間過ごさせていただきました。非常にありがとうございました。この場をおかりしましてお礼申し上げます。ありがとうございました。

4年間でやっておりまして、市民の皆さんが議員の皆さんを非常に頼りにしてみえるなあというようなことを感じております。私も今後、一市民として生きていくわけですけど、今後も海津市民の生活の向上について御援助いただけたらなああと、そんなことを思っております。

皆様方がますます御活躍されますことを祈念いたしまして、退任の御挨拶とさせていただきます。4年間ありがとうございました。

○議長（水谷武博君） 横井教育長におかれましては、4年間大変御苦勞さまでございました。まだ残任期間がございますので、どうかその間御努力を願いたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（水谷武博君） 以上をもちまして、今定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。これをもちまして、平成27年海津市議会第2回定例会を閉会いたします。まことに御苦勞さまでございました。

（午前10時40分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成27年8月19日

議 長 水 谷 武 博

署 名 議 員 松 岡 光 義

署 名 議 員 服 部 寿